

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第18号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略  略 出先機関 (1)～(30) 略 <u>(31) 専攻長</u> <u>(32)～(56)</u> 略	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 略 出先機関 (1)～(30) 略  <u>(31)～(55)</u> 略

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条～第5条 略  第6条 略 環境政策課 略 環境管理課 (1)～(13) 略 <u>(14) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)の施行に関すること。</u> <u>(15)～(18)</u> 略	(分掌事務) 第3条～第5条 略  第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 環境政策課 略 環境管理課 (1)～(13) 略  <u>(14)～(17)</u> 略

みどり整備課～廃棄物対策課 略

第7条・第8条 略

第9条 略

交流推進課

(1)～(4) 略

(5) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関する事  
（高松空港の運営の民間への委託に係るものに限る。）。

(6)～(15) 略

観光振興課 略

交通政策課

(1) 略

(2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関する事  
（交流推進課の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(7) 略

県産品振興課 略

第10条 略

農政課

(1)～(3) 略

(4) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）の施行に関する事。  
（農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。）。

(5)～(13) 略

農業経営課・農業生産流通課 略

畜産課

(1) 略

(2) 養豚農業振興法（平成26年法律第101号）の施行に関する事。

(3)～(14) 略

土地改良課～水産課 略

みどり整備課～廃棄物対策課 略

第7条・第8条 略

第9条 交流推進部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

交流推進課

(1)～(4) 略

(5)～(14) 略

観光振興課 略

交通政策課

(1) 略

(2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関する事。

(3)～(7) 略

県産品振興課 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)～(3) 略

(4)～(12) 略

農業経営課・農業生産流通課 略

畜産課

(1) 略

(2)～(13) 略

土地改良課～水産課 略

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第3条 香川県子ども女性相談センター規則（平成12年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 センターに、総務課、子ども相談課、<u>地域連携支援室</u>、女性課、判定課及び西部子ども相談センターを置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと(地域連携支援室の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 <u>地域連携支援室の分掌業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>児童の福祉に関し、市町に対する必要な助言及び適切な援助を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>市町及び関係機関と連携して、児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと。</u></p> <p>5～7 略</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>室長</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 課長及び室長は、上司の命を受けて、<u>課又は室</u>に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 センターに、総務課、子ども相談課、女性課、判定課及び西部子ども相談センターを置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 子ども相談課の分掌業務は、次に掲げる業務(西部子ども相談センターの所掌に属するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 センターに、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 課長は、上司の命を受けて、課に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>6・7 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。